



性的マイノリティのカップルが、互いを人生のパートナーと宣誓した事実を市長が証明する

「佐伯市パートナーシップ宣誓制度」を

2024(令和6)年4月1日から始めます

多様な性を認め合う社会を目指して

佐伯市では、市民一人ひとりがお互いを尊重し合い、心と心のつながりを大切にしたいと豊かでゆとりのある社会の実現を目指しています。

互いの個性を認め合い、多様な性や人権尊重に関する理解を深めるために、「佐伯市パートナーシップ宣誓制度」を始めます。

○パートナーシップ宣誓とは

一方又は双方が性的マイノリティである二人が、お互いを人生のパートナーとして日常生活において相互に協力し合うことを宣誓し、市長が受領証を交付するものです。法律上の婚姻とは異なり、二人の間に相続や税制面など法律上の効力はありません。

○パートナーシップ宣誓ができる方

一方又は双方が性的マイノリティのカップルを対象にしています。

- ◆双方が成年であること
- ◆一方が市内に住所を有し、又は市内への転入を予定していること
- ◆双方に配偶者がいないこと
- ◆双方が宣言者以外の者とパートナーシップの関係にないこと
- ◆双方が近親者(直系血族、3親等内の傍系血族又は直系姻族)でないこと

○受領証の提示を受けられた方へ

受領証の提示を受けられた方は、この取組みの主旨を十分にご理解いただき、適切な対応について、ご配慮いただきますようお願いいたします。

性的マイノリティとは

身体の性別と性自認(自分が認識する性別)が一致しない人や性的指向(恋愛の対象)が同性や両性に向く人などのこと

パートナーシップとは

お互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した、一方又は双方が性的マイノリティである二人の関係

LGBTQ⁺とは

L:レズビアン/女性同性愛者、G:ゲイ/男性同性愛者、B:バイセクシャル/両性愛者、T:トランスジェンダー/心と体の性が一致しない人、Q:クエスチョニング/どのセクシュアリティにも当てはまらない人、+:プラスアルファ

宣誓手続き方法

○宣誓から受領証交付までの流れ

①宣誓日の事前予約

①事前に、電話で宣誓日時を予約
【予約先】佐伯市役所福祉保健企画課

②パートナーシップ宣誓(宣誓書提出)

②二人で来庁し、宣誓書に必要事項
を記入し、必要書類とともに提出

内容確認

③宣誓書受領証の交付

③宣誓内容や要件を審査し、適正と
認められた場合に、受領証・受領カー
ドを交付

《必要書類》

- ・住民票の写し又は(住民票記載事項証明書)、転入
予定の場合は転出証明書等
- ・配偶者がいないことを証する書類(戸籍抄本等)
- ・本人確認書類(運転免許証等)

【手続き場所】
佐伯市役所
福祉保健企画課
TEL0972-22-3085

【宣誓受付時間】
平日 9:00~16:00

【事前予約受付時間】
平日 9:00~17:00

●Q&A

Q1 パートナーシップ宣誓と結婚はどう違いますか？

A1 結婚は法律に基づき行われるもので、法的な権利や義務が発生します。一方、佐伯市パートナーシップ宣誓は要綱に基づき行われるもので法的効力はありません。戸籍や住民票にも記載されません。

Q2 宣誓をしたいのですが、プライバシーは守られますか？

A2 個室での対応とさせていただきます。二人の個人情報を厳重に管理し、プライバシーを守ります。

Q3 転入予定ですが、転入前に手続きができますか？

A3 いずれか一方が佐伯市民の方、または 14 日以内に転入予定の方を対象としています。転入予定の場合は転出証明書等を提出してください。

【お問合せ先】

佐伯市役所 福祉保健企画課 人権推進・男女共同参画係

☎ 0972-22-3085 ✉ jinken-douwa@city.saiki.lg.jp